

全国老人福祉担当課長及び介護保険担当課長会議資料

平成11年11月29日（月）

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

厚生省老人保健福祉局・介護保険制度実施推進本部

資料No. 1	介護保険法の円滑な実施のための特別対策関係	1
資料No. 2	介護保険制度施行準備等関係	99

介護保険法の円滑な実施のための特別対策関係

目次

(1) 介護保険法の円滑な実施のための特別対策について……………	1
(2) 介護関連施設の整備等について……………	23
① 介護関連施設の整備について……………	23
② 介護予防拠点整備事業について……………	26
(3) 介護予防・生活支援対策について……………	33
(4) 家族介護支援対策について……………	44
(5) 低所得者利用者負担対策について……………	50
① 施行時のホームヘルプサービス利用者に対する経過措置……………	50
② 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置……………	52
③ 社会福祉法人による生計困難者に対する利用者負担の減免……………	54
④ 生活福祉資金貸付制度による貸付について……………	64
(6) 介護サービス市場の環境整備対策について……………	73
① 介護サービス調整事業……………	73
② 介護サービス適正実施指導事業……………	76
(参考) 介護関連事業振興のための施策体系について……………	78
(7) 訪問介護員資質向上事業について……………	81
(8) 介護サービス量等の見込みについて……………	82
① 介護サービス量等の見込みについて……………	82
② 介護保険対象外サービスに係る目標量の設定について……………	94
③ 特養の施設整備量の見込み方について……………	97
(9) 介護保険制度移行に伴うつなぎ資金貸付制度について……………	(別冊)
(10) 第1号保険料の軽減措置等について……………	(別冊)
(11) 医療保険者対策の概要について……………	98

この資料は、関係者の準備に資するため、現段階で考えられる事項を整理したものであり、今後、変更がありうる。

(1) 介護保険法の円滑な実施のための特別対策について

介護保険法の円滑な実施に向けて

平成11年11月5日

新しいミレニアムを目前に控え、わが国の高齢化は急速に進んでいます。政府は、お年寄りができる限り寝たきりにならないよう各般の予防対策を講じてきましたが、それでも介護が必要なお年寄りは毎年10万人ずつ増え続けると予想されています。お年寄りにとって家族に介護してもらうことが最も望ましいものであることは言うまでもありませんが、家族による長期にわたる介護が限界に達しつつある中で、多くの悲劇も報道されております。しかし、私たちは、来たるべき高齢社会を明るいものにしなければなりません。

介護保険法は、社会の最も基本である「家族」が長期の介護のために疲れ果てて崩壊してしまわないよう、介護の負担を国民皆で支え合う制度として制定されました。新しい制度ですから、種々改良すべき点がありましょう。国民の皆さんが制度に慣れるまでには多くの戸惑いもあるかもしれません。

このたび、与党3党から「介護制度について」申し入れがありました。このような認識の下に、この申し入れを重く受け止め、政府の責任において介護保険法の円滑な実施のための特別対策を講ずることといたしました。

その主な内容は次のとおりであります。

1 高齢者保険料の特別措置

要介護認定が始まって1年間が経過する平成12年9月までは、国民の皆さんが要介護認定の手続きや新しい介護サービスの利用方法に慣れるまでの、いわば「制度の本格的なスタートにむけての助走期間」と位置付け、平成12年4月から9月までの半年間は高齢者の保険料は徴収しないことができるよう、その分を国で負担することとします。

さらに、半年が経過した平成12年10月からの1年間は、高齢者の保険料を半額に軽減し、高齢者の皆さんに新たな負担に慣れていただくよう配慮いたしたいと思います。

2 医療保険者対策

40才から64才までの方々の介護保険料は、健康保険や国民健康保険などの医療保険者が医療保険料に新たに上乗せして徴収することになっていますが、この負担は、高齢者の介護保険料のようにまるまる増えるものではなく、今まで医療保険料として負担してきた費用が置き換わる分が大半です。そこで、高齢者の保険料について特別な措置を講ずることにも配慮し、医療保険者全体として従来より負担増となる額について、その1年分を、国が医療保険者に財政支援することとしています。

3 低所得者の利用者負担の軽減

新しい制度では、介護サービスを利用する場合には10パーセントの利用者負担を支払っていただくこととなります。所得の低い方については、負担の上限を低くするなどの特例が設けられていますが、今回の対策ではそれに加えて、現在ホームヘルプサービスを利用されている所得の低い方については、当面3年間は3パーセントにし、その後段階的に引き上げるほか、障害者の福祉施策でホームヘルプサービスを利用されていた方々についても、利用者負担を3パーセントにするなど、きめ細かな対策を講じていくこととしています。こうしたことにより、所得の低い方については、無理のない範囲で利用者負担をお願いできるものと考えております。

4 家族介護支援対策

(1) この制度は在宅サービスを中心に提供することにより、高齢者を介護している家族を支援するものであり、介護サービスを利用していただくことが基本であります。しかし、しばらくの間は離島・へき地や中山間地など介護サービスが不十分な地域もありましょうし、また、どうしても自分たちの手で介護したいという家族もおられると思います。そこで、介護を行っている家族にどういう支援を行えばよいかということについては、さらに十分議論を重ねる必要がありますが、その結論が出るまでの間、市町村が、介護保険法とは別に、家族介護の支援事業を行った場合には、国も助成いたします。

(2) この家族介護支援事業の中では、まず、家族介護者がヘルパーとして働けるようヘルパーの資格を取ることを応援したいと考えています。これによって、ヘルパーの資格を取った方は、介護サービスの担い手として地域に貢献できることになると同時に、家族への介護と他への介護をあわせて行った場合には、ヘルパーとしての対価を受けることができることとなります。

(3) また、様々な事情によってヘルパーとして働くことが困難で、介護保険法のサービスを利用しない場合もあるかもしれません。そのような家族を対象に、家族介護支援事業の一つとして家族介護慰労金の支給事業を助成いたします。このような性格からみて、決して「バラマキ」といったものではありません。家族介護慰労金は、重度で低所得世帯の高齢者を介護する家族を慰労するために、年1回年額10万円までの金品をお渡しするものです。

このほか、家族介護支援事業として、オムツなどの介護用品の支給や家族介護者の交流事業などについても助成いたします。

5 介護予防・生活支援対策

改めて言うまでもありませんが、高齢者が健康でいきいきとした生活を送り、できる限り介護が必要な状態にならないようにすることが大切です。このため、そうした介護予防にむけての取り組みに全力を尽くす必要があります。また、介護が必要でないにしても独り暮らしの方々などは配食サービスといった生活を支えるサービスが必要となってきます。新しい制度では要介護認定で対象外となる方も出てきますが、そうした方も市町村が行うこのような介護予防や生活支援サービスを利用していただくことにより、安心して生活が送れるように努めていきたいと考えております。

6 介護基盤整備対策

介護が必要な高齢者の方々を支援する介護サービスは、今後ますます充実していく必要があります。例えば、特別養護老人ホームといった介護施設の整備を進めていくほか、痴呆性の高齢者の方々のためのグループホームも増やしていきます。また、介護サービスの質の充実も大事ですので、ホームヘルパーの資質向上や利用者保護のための取り組みも進めていきたいと考えています。さらに、介護サービスについて中長期的な整備目標を定めた新ゴールドプランが今年度で終了しますので、その後の新しいプランを策定することといたします。

以上が、与党3党からの申し入れの趣旨を踏まえて取りまとめた「介護保険法を円滑に実施するための特別対策」の主な内容と考え方であります。

最後に、国民の皆様には、この特別対策が制度を円滑に実施するために政府として最大限の努力をしたものであることを何卒ご理解いただきたくお願い申し上げますとともに、今まで実施準備のために大変なご苦勞を重ねて来られた全国の市町村及び都道府県の皆様方には、住民への説明など新たなご苦勞をおかけすることになると思いますが、来年4月の制度のスタートに向けて、今後とも一層のご協力をお願い申し上げます。

平成11年11月5日

介護制度に関する与党3党申し入れ
(10月29日)に対する政府の考え方

「1. 介護については、平成12年4月1日より新しい制度を実施する。」について

- 10月29日の介護制度についての与党3党による申し入れを重く受け止めて、
 - (1)平成12年4月1日から介護保険法を実施すること
 - (2)高齢者保険料の特別措置及び医療保険者対策に要する財源は国が負担することとの基本原則の下に、政府の責任において、新制度の円滑な実施のための特別対策を講じます。

〔高齢者保険料対策〕

「2. 新しい介護制度の円滑な実施のため、介護サービスの適正な給付が実現するまでの概ね半年間、保険料に関わる部分については実施しない。

この措置にかかる財源については国が負担する。」について

- 与党の申入れを踏まえ、平成12年9月までの半年間は、国民が新しい制度の下で、要介護認定などの手続きや介護サービスの利用方法に慣れるまでの期間とし、高齢者の保険料は徴収しないことができるよう、その分を国で負担します。
- その後の平成12年10月からの1年間についても、高齢者の保険料を経過的に1/2軽減できるようにし、高齢者に新たな負担に慣れていただくよう配慮します。
- このため、各市町村が設置する基金に対し、国が臨時特例交付金を交付し、各市町村が基金の資金を保険料軽減に充て、さらに準備経費の一部に充てられるようにします。

(参考)

- 所要額；約7,850億円(全額国費)

〔医療保険者対策〕

「なお、2号被保険者については、概ね半年間全体として負担増を解消するため、国が医療保険者に財政支援を行う。この趣旨を踏まえて運用面で配慮する。」について

- 40歳～64歳までの方々（第2号被保険者）の負担については、介護保険法の施行に伴う医療保険者の負担のうち、すでに老人医療で負担している分を除いた負担増の1年分について、個々の保険者の財政状況等をくみとりつつ、国が医療保険者に財政支援を行い、全体として、新たな負担増をおさえることとしました。

（参考）

- 所要額；約1,260億円（全額国費）

「3. 現にホームヘルプサービスを利用している
低所得者の利用者負担は、当面3パーセント
程度に軽減する。」について

○ 利用者負担は原則10%となっており、低所得者については負担の上限を低くするなどの特例が設けられていますが、これに加えて、低所得者について、次のようなきめ細かな対策を講じます。

(1) ホームヘルプサービスにかかる利用者負担の軽減

① 低所得世帯で法施行時にホームヘルプサービスを利用していた高齢者については、当面3年間は3%とし、その後段階的に引き上げ、平成17年度から10%とする。

② 低所得世帯で法施行時に障害者施策によるホームヘルプサービスを利用していた者などについては、平成16年度までの間、3%とする。

(2) 社会福祉法人による利用者負担の減免に対する支援措置

(3) 生活福祉資金貸付制度の拡充（介護費用を貸付事由に追加し、増資）

「4. 家族介護支援については、介護者の物心両面にわたる負担を軽減するため、慰労金やリフレッシュ事業等の適正な措置を講じる。」
について

- 家族介護への支援の在り方については、平成13年度末までに介護保険法の施行状況等も踏まえて検討しますが、その間の当面の措置として、介護保険法とは別に、市町村が自らの選択により、次のような家族介護支援特別事業（メニュー事業）を行った場合に国も助成します。
 - ① 家族介護者がヘルパーとして働けるよう、ヘルパーの資格取得を応援します。

これにより、家族への介護と他への介護を併せて行った場合には、ヘルパーとしての対価を受けられることとなります。
 - ② また、様々な事情によって介護サービスを利用しない場合は、家族介護慰労金を支給することができるようになります。
 - ③ このほか、介護用品の支給や、家族介護者の交流事業なども実施できるようになります。

○ 家族介護慰労金は、家庭で介護を行う家族への慰労として、次のような高齢者を介護している家族を対象に、年1回、年額10万円までの金品をお渡しするものです（13年度から支給）。

- ・ 重度（要介護度4、5）の高齢者
- ・ 住民税非課税世帯
- ・ 介護サービスを1年間利用しなかった者（年間1週間程度の短期入所の利用を除く）

また、家族介護用品（オムツ等）の支給及び家族介護者交流事業をあわせて実施できるようにします（年額10万円程度まで）。

「5. 介護サービスの対象外の者に対して介護予防・生活支援の対策を拡充する。」について

- 要介護認定で制度の対象外になる高齢者をはじめとする在宅の高齢者に対して、要介護状態にならないようにするとともに、自立した生活を支えるための支援を行うための対策を推進します。
- 介護保険法とは別に、生きがいデイサービスや配食サービスなどの拡充を図ることにより、要介護認定の対象外となる高齢者も安心して生活が送れるように努めます。

「6. 高齢化の更なる進行に対応し、今後の介護体制の充実を図るため、スーパーゴールドプランを早急に策定する。」について

- 介護が必要な高齢者を支援する介護サービス基盤の一層の整備を進めるため、中長期的観点から、各自治体の介護保険事業計画のとりまとめ状況を踏まえながら、新ゴールドプランの後の新しいプランを策定します。

「 7. 介護にかかる財源及びそのあり方については、実施状況を見ながら3党で協議する。」
について

- 3党の協議結果を踏まえて適切に対応します。

平成11年11月5日
厚生省

特別対策に関する予算要望

	(事業規模)	(国費)
I. 11年度補正予算分	11,500億円程度	10,100億円程度
1. 高齢者保険料対策	7,850億円程度	7,850億円程度
2. 医療保険者対策	1,260億円程度	1,260億円程度
3. 基盤整備等	2,400億円程度	950億円程度

II. 12年度予算分	1,200億円程度	600億円程度
-------------	-----------	---------

1. 低所得者の利用者負担の軽減
2. 家族介護支援対策
3. 介護予防・生活支援対策

(注) 12年度予算分には、一部既定要求分を含む。

1. 介護については、平成12年4月1日より新しい制度を実施する。
2. 新しい介護制度の円滑な実施のため、介護サービスの適正な給付が実現されるまでの概ね半年間、保険料に関わる部分については実施しない。
この措置にかかる財源については国が負担する。
なお、2号被保険者については、概ね半年間全体として負担増を解消するため、国が医療保険者に財政支援を行う。この趣旨を踏まえて運用面で配慮する。
3. 現にホームヘルプサービスを利用している低所得者の利用者負担は、当面3パーセント程度に軽減する。
4. 家族介護支援については、介護者の物心両面にわたる負担を軽減するため、慰労金やリフレッシュ事業等の適正な措置を講ずる。
5. 介護サービスの対象外の者に対して介護予防・生活支援の対策を拡充する。
6. 高齢化の更なる進行に対応し、今後の介護体制の充実を図るため、スーパーゴールドプランを早急に策定する。
7. 介護にかかる財源及びそのあり方については、実施状況を見ながら3党で協議する。

平成11年10月29日

厚生省所管平成11年度第2次補正予算案の概要

1. 介護保険法の円滑な実施のための対策 10,074億円

(1) 高齢者保険料の特別措置（市町村の設置する基金に介護円滑導入臨時特例交付金を交付）

7,850億円

(2) 医療保険者対策（健康保険組合及び国民健康保険の保険者に対する支援を行うための基金の造成に要する経費を補助）

1,260億円

(3) 介護基盤整備等 964億円

①介護関連施設の整備 513億円

（事業内容）

介護基盤の一層の整備を推進するため、平成12年度に予定される介護関連施設の整備について、その一部を前倒し実施するとともに、特別養護老人ホーム退所者の受け皿施設の整備促進を図る。

- | | |
|----------------|---------|
| ○ 特別養護老人ホーム | 5,000人分 |
| ○ ショートステイ | 2,000人分 |
| ○ デイサービスセンター | 100か所 |
| ○ ケアハウス | 1,500人分 |
| ○ 高齢者生活福祉センター | 200か所 |
| ○ 痴呆性老人グループホーム | 200か所 |
| ○ 老人保健施設 | 4,000人分 |

②介護予防拠点の整備 300億円

（事業内容）

介護保険法の円滑な施行を図るためには、市町村が地域の実情に応じ、要介護状

態になることを予防するための事業や高齢者の健康増進のための事業を進めるとともに、介護予防に関する知識・方法の普及を図ることが必要であり、これらの拠点となる整備の費用を補助する。

(実施主体) 市区町村

(補助率) 10/10 (定額)

(予算額) 施設整備費 270億円 設備整備費 30億円

(実施例)

- 空き教室等の改修や新設による生きがい型デイサービスセンター
- 健康運動を行うための場(屋内リハビリ施設等)
- 介護予防に関する知識・方法の普及を図る介護予防教室等の施設整備・設備整備

③広域連合等の情報通信ネットワークシステムの構築等 123億円

(事業内容)

介護保険法の円滑な施行を図るため、広域連合等の情報通信ネットワークシステムの構築費、市町村及び都道府県の施行準備経費、国民健康保険中央会の審査支払事務準備経費について補助する。

(実施主体・補助率・予算額)

市町村・広域連合等	1/2・定額	101億円
都道府県	1/2	9億円
国民健康保険中央会	定額	13億円

④広報活動事業等 28億円

ア 広報活動事業 5億円

介護保険法の円滑な実施を図るための広報活動費。

イ 介護サービス調整事業 15億円

(事業内容)

平成11年10月から実施される要介護認定の結果を活用して、特別養護老

人ホーム待機の重度在宅高齢者及び介護保険法の対象外と認定された在宅高齢者等大きな混乱を生じる恐れのある高齢者について、事前のサービスの調整・提供を行う。

(実施主体) 市区町村

(補助率) 1/2

ウ 高齢者の健康生きがいがづくり活動の強化等 7億円

(ア) 高齢者の健康生きがいがづくり活動の強化推進事業 6億円

(事業内容)

a 都道府県・指定都市老人クラブ連合会は、市町村老人クラブ連合会にニュースポーツ用品の給付及び講習会を実施し、高齢者への普及を支援する。

b 全国老人クラブ連合会は、ルール等の紹介ビデオを作成し、市町村老連等へ配布する。

(実施主体) (財) 全国老人クラブ連合会 (事業の一部を都道府県・指定都市老人クラブ連合会へ委託)

(補助率) 10/10 (定額)

(参考) ニュースポーツの事例

・ディスクゴルフ

4人1組で、ディスク(フリスビー)をゴールに投げ、その回数の少なさを競う。

・ペタンク

ダブルス等で標的にボールを投げ、標的に近い場所にボールを配置することを競う。

・ターゲットバードゴルフ

4人1組で、シャトルボールをゴルフクラブで打ち打数を競う。

(イ) 介護給付対象福祉用具情報提供事業 1億円

(事業内容)

a 介護保険法の円滑な施行を図るため、給付対象となる福祉用具の事例一覧を作成し、市町村及び介護実習・普及センター等へ配布し、利用者や介護支援専門員(ケアマネジャー)等へ広く情報提供を図る。

b 介護給付対象福祉用具の事例をホームページに掲載し、利用者等にインタ

ーネットを活用した情報提供を行う。

(実施主体) (財)テクノエイド協会

(補助率) 10/10 (定額)